

平成 2 4 年千葉市教育委員会会議
第 1 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成24年千葉市教育委員会会議第1回定例会会議録

日時 平成24年1月18日（水）

午後2時00分開会

午後2時35分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	委	員	長	内山	英夫
	委		員	梅谷	忠勇
	委		員	津田	英彦
	委		員	和田	麻理
	委		員	篠原	ともえ
	教	育	長	志村	修

出席職員	教 育 総 務 部 長	竹川	幸夫	保 健 体 育 課 長	井谷	芳明
	学 校 教 育 部 長	三野宮	純一	教育センター所長	戎谷	雄二
	生 涯 学 習 部 長	千本松	隆俊	養護教育センター所長	沼倉	徹
	総 務 課 長	初芝	勤	生涯学習振興課長	松戸	利一
	企 画 課 長	高須	右一	社 会 体 育 課 長	成毛	博光
	学 校 財 務 課 長	伊藤	太一	中 央 図 書 館 長	入江	稔
	学 校 施 設 課 長	小野	正嗣	総務課総括主幹	久我	千晶
	学 事 課 長	佐藤	宏喜	学事課調整主幹	古館	生雄
	教 職 員 課 長	真田	清貴	総 務 課 主 幹	内山	健
	指 導 課 長	磯野	和美	生涯学習振興課主幹	塚越	達雄

書 記	総 務 課 長 補 佐	南	久志	総 務 課 人 事 係 長	錫田	昌奈
	総務課委員会係長	山本	春樹	総 務 課 主 査 補	諏訪	瑞穂
	総務課総務係長	小柳	寛	総 務 課 主 任 主 事	藤井	拓也
	総務課経理係長	滝田	希成			

- 1 開会
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
内山委員長より津田委員を指名
- 4 会期の決定
平成24年1月18日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第1号及び協議事項（1）を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 真砂地区小学校跡施設の利用方針について
企画課長より報告があった。
報告事項(2) 全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について
指導課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第1号 千葉市情報公開条例による公文書の開示に関する不服申立てに
対する決定について
教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (4) 協議事項
協議事項(1) 請願について
指導課長より参考説明の後、協議が行われた。
 - (5) 発言の要旨
報告事項(1) 真砂地区小学校跡施設の利用方針について
内山委員長 企画課長、報告をお願いします。
企画課長 報告事項(1)「真砂地区小学校跡施設の利用方針について」、
報告します。跡施設の利用方針案ですが、真砂第一小学校につき
ましては、真砂コミュニティセンターほか全体で5施設の活用で、
真砂第二小学校につきましては、市立高等特別支援学校、教育相
談指導教室、日本語指導通級教室の3施設の活用、真砂第四小学

校につきましては、売却いたしまして跡施設整備の財源等に活用するということで、これらの案の説明会と意見募集を行いました。説明会につきましては、昨年11月20日と22日に3回ほど開催しております。参加者からの意見としては、大勢としては反対意見はありませんが、真砂コミュニティセンターの移転については、利便性が悪くなるなどの観点からも意見がございました。また、その後の磯辺地区の学校跡施設についても、地域の活動拠点となるような施設を整備してほしい旨の要望があがっております。その後、意見の募集を11月20日から12月20日までの1カ月間行いました。意見募集の結果ですが、98件ほどのご意見をいただいております。主な意見としては、施設の設置に対する賛否として、19件ほどあがっております。「障害者の施設を設置することに不安がある。近くに学校や幼稚園、保育所、公園があることを踏まえて、別の場所に設置してほしい」というのが9件。「真砂コミュニティセンターは、JR検見川浜駅から近く、地区の中心であり、利便性の良い現在の場所で継続してほしい」が5件。「少子高齢化する状況を踏まえて、統合される真砂第一小学校跡地を活用することは適切な判断だと思う」が4件となっておりまして、その他の2件につきましては、出来あがった施設や運営についてのご要望ということになっております。今後の対応ですが、障害者施設につきましては、ご理解いただくような説明を続けていき、真砂コミュニティセンターにつきましては、利便性の向上を図るために、バス事業者に対して、増便等の要望を今後行っていくというようなことを考えております。以上のことから、地元説明及び意見募集の結果、利用方針案について概ね御理解をいただいたと判断いたしまして、原案のとおり決定いたします。今後は、意見募集の結果等を踏まえながら、利用方針に基づき、跡施設利用を進めていきます。教育委員会に関しましては、真砂第二小学校跡施設を利用いたしまして、平成25年度に高等特別支援学校を開校し、平成26年度に残りの2施設が供用開始となります。

梅谷委員 日本語指導通級教室が真砂第二小学校施設跡に設置されるということですが、この教室の利用者として、どのくらいの人数を見込んでいるのか、また、障害福祉サービスの運営主体に関する要望について、具体的にどのような要望が寄せられているのかについて、お伺いします。それから、障害者の施設を設置すること

に不安を感じるというご意見があります。今では、かなり理解されているのでこういった意見はもうないのかなと思っていましたが、まだ以前としてあるということなので、今後とも、ぜひ不安感を取り除くように努めていただきたいと思います。

学 事 課 長 最初の質問でございますが、どの程度の人数かということの見通しですが、これについて今手元に資料がございませんので、詳細にわたる資料に基づきまして、この後改めてご回答したいと思います。

企 画 課 長 障害福祉サービス事業所の運営主体に関する意見の18件ですが、こちらにつきましては、特定の事業者をこちらの施設が出来た際に入れてほしいということでの組織票が入っております。障害に対する理解を得ていくという点につきましては、市長部局の障害企画課と連携を図りながら、進めていきたいと考えております。

志 村 教 育 長 日本語指導の通級の方ですが、最近は保護者、日本国籍でも中国から帰られた方で、戸籍上は日本国民だけでも、日本語が中学生ぐらいできて、できない子供さんたちも含めますので調査が実はすごく難しいです。ですから、学校ごとに実状をもう1回しっかりと捉えることと、偏っているところもありますから、開設にあたって、もう1度具体的に数字を調べておこうかと思っています。ただ、夜間の市川の方の大洲中学校などに通っているお子さんなどは、恐らくこれから先、こちらの方で日本語を勉強していただければ大変ありがたいなと思っています。恐らくそういったもので、実態が把握しにくい状況は確かにございます。

梅 谷 委 員 数としては増えてきているんだろうということは推測できるのですが、どのぐらいいるのか、もし概略でもわかったらということ結構です。

志 村 教 育 長 これを機に、詳しく調べた方がいいと思います。それと、サテライトの部分もありましょうし、それから、いわゆる日本語ではなくて、学習用のための日本語ができないというお子さんもかなりいます。多分、生活では困らないのだけれども、たとえばあわせていくつというのが、どういう意味かわからないのです。そういうことも大分あるようですので、細かな指導についてはもう1回カリキュラム等も含めて、せっかく作る教室ですから、機能して有効に働いていただく教室になるように、準備を怠りなくやらせていただきたいと思いますとは思っております。

内山委員長 日本語指導ですけれども、もともとの母国語は多様化しているのではないのでしょうか。大変難しいですね。その辺を含めて、今後よろしく願いいたします。

和田委員 先ほど組織票というようなお話もありましたけれども、意見の募集方法というのは、あくまでもこれは、全部自由記述で書かれたものなののでしょうか。それとも何かアンケートのような形式で書かれたものを、所定用紙を配ったというご報告であるということですか。

企画課長 自由記述で書いていただくものとなっています。

和田委員 それが同じような意見を集約してこういった形にまとめたということですね。わかりました。

報告事項(2) 全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について

内山委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(2)「全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について」、報告します。本年度も本市の児童生徒が様々な大会やコンクール等で優秀な成績を収めており、学芸に関する内容では、全国規模以上の大会において、2人が1位の成績を収め、6人が1位に準ずる成績を収めました。また、全国障害者スポーツ大会では、1位、2位の成績を収めています。ここでは、お手元の受賞者の一覧に基づいて、報告いたします。まず、中学2年生の●●●●さんは、全国珠算競技大会そろばんクリスマスカップ読上算競技中学生の部で優勝、第62回全日本珠算競技大会読上算競技中学生の部で2位、七夕そろばんワールド2011読上算競技中学生の部で2位に入賞するなど、輝かしい成績を収めました。日頃の不断の努力が、素晴らしい結果に結び付いているものと考えております。次に、第55回全国学芸サイエンスコンクールの理科自由研究部門中学生の部で、中学3年生の●●●●●くんが「審査員特別奨励賞」、同じく中学3年生の●●●●●くんが「銀賞」を、それぞれ受賞しました。二人とも、地道な実験、観察と鋭い考察の成果であると考えています。次に、中学2年生の●●●●●くんと小学4年生●●●●●くんの●●ですが、トルコのイスタンブールで開催されたロボカップ2011イスタンブール世界大会ロボカップジュニアオープンサッカーBスーパーチーム部門で2位となり、素晴らしい成績を収めました。ロボカップはロボットによるサッカーを通じてロボット工学や人工知能の研究を推進することから始まった国際プロジェクトで

ございます。次に、小学4年生の●●●●くんですが、第12回
ショパン国際ピアノコンクール in ASIAで金賞を受賞しま
した。なお、●●くんは、受賞時は3年生でございました。
また、中学1年生の●●●●さんは、第7回ロシア国際青少年シ
ョパンコンクールでポロネーズ賞を受賞しました。●●さんは、
昨年度に引き続いての受賞となります。また、小学校4年生の●
●●●●さんは、第21回夏休み昆虫研究大賞研究論文部門で、優
秀賞を受賞しました。●●さんの研究は、昨年度から継続しての
ゲンゴロウの飼育、観察に取り組んだものでございます。次に、
●さんと●●くんをご覧ください。二人とも、第11回全国障害
者スポーツ大会山口大会において素晴らしい成績を収めました。
中学3年生の●●さんは、陸上50mで1位、また、中学2年生
の●●●●くんは、水泳50m平泳ぎで、2位に入賞する活躍を
見せました。なお、障害者スポーツ大会については、所管が千葉
市障害企画課でございますが、今回、指導課の方から報告させて
いただきました。今後、新たに全国規模以上の大会で優秀な成績
を収めた児童生徒がおりましたら再度、報告をさせていただきます。

内山委員長 体育文化関係で素晴らしい成績を挙げてくれました。大変う
れしいです。障害者につきましては、千葉市、成人の方々も大変
頑張っておりまして、いい成績を収めております。そういった意
味で、こういう優秀な生徒が出たことは大変嬉しいですね。今後
ともご指導よろしくお願いいたします。

議案第1号 千葉市情報公開条例による公文書の開示に関する不服申立てに
対する決定について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第1号「千葉市情報公開条例による公文書の開示に関する
不服申立てに対する決定について」、説明します。

本件は、平成22年に行われた、本市の中学校教諭に対する処
分に係る公文書に関して行われた開示請求に対して、教育委員会
が行った部分開示決定に対して提起された異議申立てについて
決定を行おうとするものです。議案書につきましては、3ペー
ジの「決定書」、参考資料は1の「経緯」をご覧ください。本件開
示請求は、平成22年度に本市中学校に勤務する教諭が起こした
体罰事件に関して、教諭及び同中学校の校長に対する処分に係る
文書に対して行われたものです。具体的な内容については、【資

料 1】の「開示請求書」に記載されたとおりですが、本市においてはこの請求に対し、「不開示とすべき情報が含まれない公文書」についてはそのすべてを開示する「全部開示決定」を行い、平成 22 年 9 月 1 日付けで【資料 2－1】の全部開示決定通知書によって通知しました。また、それ以外の公文書については、千葉市情報公開条例第 7 条第 2 項の「個人情報」に該当する情報、具体的には体罰を受けた生徒の氏名や処分を受けた教諭の氏名等が含まれるとして、この部分を開示しないとする部分開示決定を行い、同じく 9 月 1 日付けで【資料 2－2】の部分開示決定通知書によって通知しました。また、「校長に対する処分の事由を記載した説明書」については、作成していないとして不開示決定を行い、同日【資料 2－3】の不開示決定通知書によって通知しました。異議申立人はこの 3 件のうち、「部分開示決定」を不服とし、処分を受けた教諭の氏名その他教諭が特定される情報の開示を求めて同年 10 月 4 日付けで、教育委員会に対して異議申立てを行ったものです。申立ての趣旨は、【資料 3】の異議申立書の記載のとおりですが、一つに、業務に係る公務員の情報は千葉市という団体に係る情報であり条例にいう「個人情報」には該当しない、二つに、職員の出張に関する公文書の開示について争った最高裁判所における過去の判例は職務の遂行に係る公務員の氏名は原則開示されるべきである、との結論を出しており、本市の決定は市情報公開条例の誤った解釈に基づくもので違法であるとの理由から、本市が開示しないこととした部分の開示を求めるものです。教育委員会においては、この異議申立てについて、千葉市情報公開審査会に対して諮問を行い、同審査会において審査が行われましたが、昨年 12 月 13 日にこの諮問に対して答申が出されたため、これを踏まえ、異議申立てに対し、決定を行おうとするものです。答申内容については、「決定書」に添付のとおりですが、教育委員会が開示しないこととした部分について、条例第 7 条第 2 項への該当性を認めるものです。教育委員会としましては、この答申を踏まえ、当初の決定について、内容を変更する必要はないと考え、本件異議申立てについて、棄却する旨決定したいと考え、ご審議をお願いするものです。

協議事項(1) 請願について

委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 この度、宗教法人●●●●●、代表役員●●●●●氏より教育

委員会宛てに請願が届きましたので、報告いたします。最初に請願の趣旨について、説明いたします。本請願は、冒頭でその趣旨についての説明がなされており、これに続いて教育委員会に請願する改革の内容を2点あげております。最初に、請願の趣旨についてですが、キリスト教その他の宗教的教材による授業や一方的宗教教材の押し付けは、児童生徒とそれらの家庭での宗教観に全く配慮が無く、教育現場での生徒の思想及び良心の自由といった基本的人権への侵害となるものであり、以下に述べる2点の「実効性あらしめる改革」を求めているものであります。1点目は、「宗教的中立違反が明白な教科書内容の変更と撤廃を請願する事」と述べたうえで、一部の内容に極めて強い宗教色、宗教的徳育を目的としているとしたうえで、4社6点に及ぶ中学校英語科の教科書を不採択とすることを請願しています。その中で、本市において採択されたものは、三省堂の教科書が該当しております。2点目は、憲法第19条「思想の自由」といった基本的人権問題に係る重大事に発展する違法性が明確である教材として、クリスマス・カードの作成の強制、クリスマスの飾りつけ、聖歌の合唱の強制等を即時全廃不採用とすることを求めています。

これらの2点について、事務局の考えを説明させていただきます。最初に、中学校英語科の教科書についてであります。公立小中学校で使用される教科書は、学校教育法によって「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定されております。請願書に指摘された教科用図書は、いずれも文部科学省の検定を経たものであり、また本市における教科用図書の採択は、法規に則ってすすめられておるところから、「一部の内容を極めて強い宗教色、宗教的徳育を目的としている」との指摘には当たらないものと考えます。次に、クリスマス・カードの作成、クリスマスの飾りつけ、聖歌の合唱等についてありますが、公教育において特定の宗教の布教のための宗教教育がなされることは許されないところであります。本市における教育は、人間尊重の教育を基調とし、学習指導要領に即した授業の実践がなされるよう指導しており、そのような実践がなされているというような報告はございません。むしろ、「他国の文化、民族について学ぶ上で、その背後にある宗教に関する知識や理解を深める」といった「宗教に関する一般的な教養」を学ぶための活動は、今回の法改正の

趣旨に則したものであり、そのためにこれらの教材を用いて授業を実施することは、問題ないものと考えます。

なお、本請願については、次回の教育委員会会議で採択するか否かのご審議をいただきたいと思います。請願者に対する議決結果の回答方法については、議決結果通知の中に簡単な理由を記したものを送付したいと考えております。

委員 去年の教科書採択の際に拝見して、この三省堂の英語の教科書を読ませていただいたときには、宗教色の濃いという内容は全くなかったというように記憶しているのですが、具体的にこの部分がどんなストーリーだったのか、もしわかればご説明いただけますでしょうか。

主任指導主事 請願の本文の中にもございますが、キング牧師の人種差別に関する演説の部分を取り上げております。内容は人種差別の不当性を訴えているものであり、キリスト教の教理を教えるためのものではなく、問題ないものと考えております。

教 育 長 記憶が定かではないのですが、宗教法人●●●●●の今回のこういうようなものは前にも1回なかったですか。こういうのがあったかどうか、教えてもらいたいのですが。

指 導 課 長 過去に本市に一度同じように届いております。また、そのほかの状況としましては、ご覧になりますように自治体名がなく、ただ教育委員会宛てということで、特に本市という形ではなくて、全国的に発信している状況でございます。

委 員 長 それでは、各委員におかれましては、内容の把握を宜しくお願いいたします。

7 その他

(1) 学校と近隣のマンションとの避難訓練について、和田委員より質問があった。

和 田 委 員 年が明けまして、去年は大変な年だったので今年はいいい年にしようという報道ですとか、そういったことがどの会でも言われているわけですがけれども、忘れてはいけないのはやはり、東日本大震災のことだというように改めて心に強く思っております。それに関連してですが、防災で、学校からの避難ということで、美浜区などの沿岸地域の学校では、津波がもし起きる可能性があるというような警報が出された場合の避難訓練として、近隣のマンションと提携して避難訓練を実際に行う、または行う予定があるというような話も聞いております。具体的にどのように進んでいるのかということ、お分かりになる範囲で現在の時点で教えてい

ただければと思います。

保健体育課長 避難訓練で地域のマンションやそういう建物等を活用しての避難訓練の実施状況ですが、新聞報道等でもありましたが、現在、幸町第三小で地域の建物を使って、また、本日ですが、海浜打瀬小でも同様に近隣の建物を使って地域の方々とともに、避難訓練を実施している状況でございます。また、参考までですが、小中の連携ということでは、美浜打瀬小では、すぐそばの打瀬中学校に避難するというような避難訓練を行っております。今後、私も課題等把握しながら進めていきたいと考えております。

(2) 次回平成24年第2回定例会は、事務局において日程を調整のうえ、開催日を決定することとした。

8 閉会

内山委員長より閉会を宣言